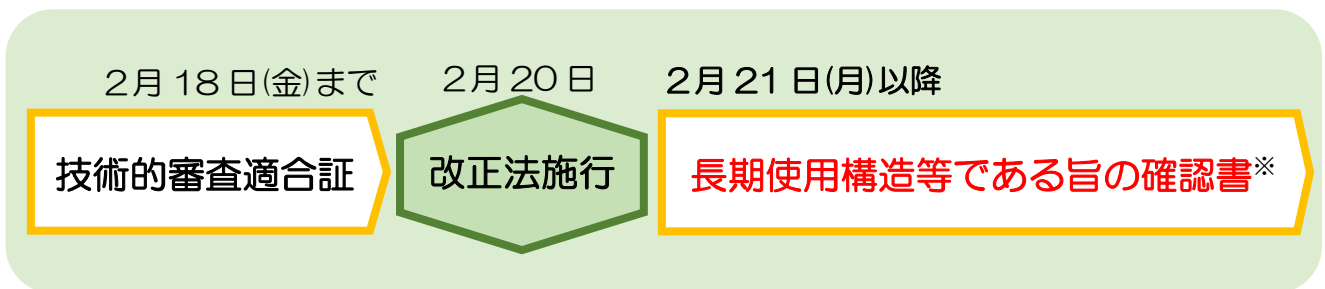


2月21日 長期確認申請が始まります

2022年(令和4年)2月21日より、長期優良住宅法の改正に伴い、従来の「長期優良住宅建築計画に係る技術的審査適合証」に替えて、「長期使用構造等である旨の確認書※」を交付します。(=長期確認申請)

- 特定行政庁への認定申請日により、提出する書類が変わります。



2月18日までに認定申請をされる場合は、技術的審査適合証を提出してください。
2月21日以降に認定申請をされる場合は、長期使用構造等である旨の確認書※を提出してください。

※性能表示制度と長期優良住宅認定制度の両方を利用する場合は、長期使用構造等である旨の記載がされた住宅性能評価書も認定申請に用いることができます。

- 認定基準に「自然災害による被害の発生の防止または軽減に配慮されたものであること」が追加されます。

面積基準や居住環境等への配慮基準などと同様に、災害配慮基準は特定行政庁で審査を行います。事前にご確認のうえ、長期確認申請をご利用ください。

